

岩手県告示第393号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年6月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年5月31日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社石崎組
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町山田第5地割30番地19
    - ウ 代表者の氏名 石崎正司
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第8797号
  - (3) 処分の内容 とび・土工事業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年5月31日付けでとび・土工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年6月6日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社惣和建設
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区花園町一丁目1番7号
    - ウ 代表者の氏名 高橋日吉
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第60118号
  - (3) 処分の内容 土木事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年6月2日付けで土木事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年6月8日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社イーテクス
    - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字永沢22番地5
    - ウ 代表者の氏名 吉田勇治
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第90020号
  - (3) 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年5月26日付けで電気工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。